

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成二十年三月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社スーパーヤマト
住所 岡山市奥田二丁目五-一七
代表者の氏名 代表取締役 中西大治郎
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ショッピングストアふじうら高島店
所在地 岡山市清水三六九-二ほか
- 三 廃止年月日
平成十六年五月二十日